

## 4 居宅介護支援事業者における「介護報酬情報提供システム」の活用について

○「介護報酬情報提供システム」(社会福祉・医療事業団「WAMNET」における介護報酬算定に係る加算等の情報(以下「介護報酬情報」という。)の情報提供を行うためのシステム)は、

(1)居宅サービス計画作成過程における、

①「サービス利用票(「月間サービス計画」部分)」

②「サービス利用票別表」

の作成段階において、

(2)計画に位置づけるサービス内容に対応する、

①事業所名

②事業所番号

③サービスコード及び介護給付費の区分

等の確認に要するものであり、

上記(1)のように新規に居宅サービス計画を作成する都度使用する以外にも、毎月20日～月末にかけては、継続的なサービスの実施状況の把握を踏まえ翌月分の計画作成について利用者の同意を得るための前提として、サービス事業者の料金割引等の介護報酬情報に変更がないかの確認に用いるものであるが、当該システムの効果的な活用を行う上で、以下の点について十分留意されたい。

### 1. 「介護報酬情報提供システム」活用の視点

本来、居宅介護支援(居宅サービス計画作成を含む。)の提供にあたっては、利用者がサービス選択を行う上で必要な情報を適切に提供をしなければならず(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)第13条2)、また、作成される居宅サービス計画については、当然に実現可能な計画でなければならない。

このためには、「介護報酬情報提供システム」により提供される情報以外の情報(注)についても把握が必要であり、また、サービス予約の確認等直接行うことが望ましいこともあるため、あくまでも、「介護報酬情報提供システム」は計画作成の支援媒体として活用に止め、運営基準等に準じ適正な居宅サービス計画の作成が行われるよう留意されたい。

(注)

例えば、施設系サービスにおける定員の超過等により減算される場合などは、

- ① 前もって居宅サービス事業者等から情報を把握することができるよう、常に居宅サービス事業者等との連携調整を行い、居宅サービス計画作成段階から反映できるよう努めること。
- ② 仮に、計画の実施月において当該変更等が確認された場合は、翌月分の計画はもとより、当該月の居宅サービス計画についても、再作成の必要の有無について速やかに確認すること。(利用者の希望等によりサービスを追加する等、当初からの計画変更により、給付管理票の内容に影響がある場合、サービス利用票等の再作成が必要となる。)

等により対応するものと考えている。

## 2. 介護報酬情報の変更の時期について

当該「介護報酬情報提供システム」における介護報酬情報等の変更については、翌月分の「居宅サービス計画」の作成(利用者への説明及び同意を含む。)への反映を考慮し、毎月20日頃より、翌月より変更する情報について提供することとしている。

- ・事業者から都道府県への変更の届出の受理: 毎月15日まで
- ・都道府県からWAM NETへの情報提供: 毎月20日頃まで

ただし、体制の異動等については、事業所の体制について加算等が算定されなくなる場合にあっては、その事実が発生した日から当該加算等の算定を行わないものとしているため、上記1(注)の取扱いに準ずることとなる。

## 3. 「介護報酬情報提供システム」活用方法

→(参考資料)「介護報酬情報提供システムについて」

(参考資料)

— 社会福祉・医療事業団「WAM NET」—  
「介護報酬情報提供システム」について

1. 「介護報酬詳細情報」表示画面
  - (1) 指定サービス表示画面
  - (2) 基準該当サービス表示画面
  
2. 「介護報酬情報提供システム」の情報検索手順について
  - (1) 画面遷移(フローチャート)
  - (2) 介護報酬情報を見る
    - ① サービス情報の検索(「介護サービス検索画面」)から表示する
    - ② 事業者一覧(「事業者一覧画面」)から表示する
    - ③ 事業者の検索(「事業者検索画面」)から表示する
  
3. 注意を要する各画面表示について
  - (1) 変更予定表示
  - (2) 「出張所等」を有する場合の表示
  - (3) 複数の施設区分、病棟を有する場合の表示
  - (4) 失効後データ表示
  
4. 介護報酬算定に係る情報提供項目等一覧

※ なお、表示内容については一事例として示すものであることを申し添える。

# 1. 「介護報酬詳細情報」表示画面

## (1) 指定サービス表示画面

一つ前に表示していた画面に戻ります。

現行内容が左側に表示され、変更がある場合は変更内容が右側に表示されます。

介護報酬詳細情報  
訪問介護

戻る 履歴情報 印刷許可

指定等年月日 99/12/01

事業所番号 1370101014  
 事業所名称 訪問介護テスト2  
 事業所住所 東京都千代田区丸の内  
 事業所連絡先 03-3333-0123

出張所等の従たる事業所

No.	事業所名	住所	連絡先
1	訪問介護テスト2	東京都港区	03-1234-5678

介護報酬加算等算定情報

加算等項目	現行内容 2000/01/21 から	変更予定 2000/03/21
特別地域加算	あり	あり
地域区分	特別区	特別区
出張所等	特別区	

割引情報

	現行内容 2000/01/21 から	変更予定 2000/03/21
割引率	6%	6%

保険給付の対象とならない費用

サービス内容	料目料
その他費用	事業地域外交通費

事業者が料金割引を行っている場合に表示されます。

事業者の自由記載欄になっています。

サテライトがある場合に表示されます。

(2) 基準該当サービス表示画面

基準該当事業所の場合に、表示されます。

介護報酬詳細情報  
短期入所生活介護

項目	履歴情報	再録情報
指定等年月日	99/12/01	基準該当事業所
事業所番号	1370101070	
事業所名称	短期入所生活介護テスト2	
事業所住所	東京都千代田区三崎町	
事業所連絡先	03-3456-7880	

介護報酬加算等算定情報

加算等項目	現在内容	2000/02/02 から	変更予定
施設等の区分	伊勢型-空床型		
人員配置区分	直型介護-看護職員の配置 4:1:1		
職能訓練指導体制	なし		
夜間勤務条件基準	減算型		
送迎体制	対応不可		
職員の人資の状況	看護職員、介護職員		
地域区分	その他		

市町村が定める率

介護者番号	市町村名	開始年月日	現在内容	市町村が定める率	開始年月日	変更予定	市町村が定める率
131011	千代田区	2000/02/02	96%	96%			
131021	中央区	2000/02/02	94%	94%			

割引情報

割引率	現在内容	230/02/02 から	変更予定
割引率	2%		

受領委任情報

市町村名	開始年月日	現在内容	受領委任の有無	開始年月日	受領委任の有無
千代田区	2000/02/02	なし			
中央区	2000/02/02	なし			

データが表示されない場合は、市町村に直接お問い合わせください。

保険給付の対象とならない費用

サービス内容	別加算
その他費用	送迎費、送迎の時間を越える場合の費用、食料費、おむつ代、その他

追加情報詳細確認が5分、直保時間、合わせてください。

戻る 履歴情報 印刷履歴

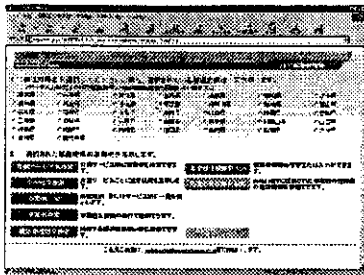
市町村毎の受領委任の有無について表示されます。

市町村毎に定める率（※）について表示されます。

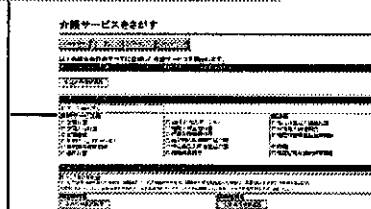
※ 法第41条第4号各号又は第53号第2号各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額

## 2. 「介護報酬情報提供システム」の情報検索手順について

### (1) 画面遷移 (フローチャート)



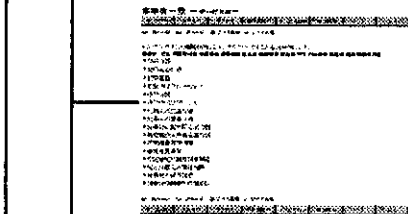
**指定事業者情報提供システム**  
指定事業者情報提供システムのメインメニュー画面です。



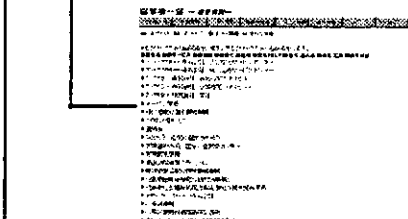
**介護サービス検索画面**  
検索条件をして慰して介護サービス情報をさがすことができます。



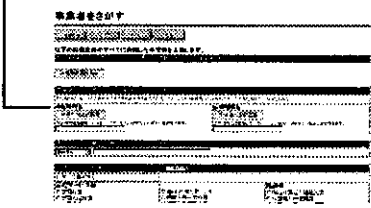
**事業者一覧-所在地別-画面**  
所在地別のサービス情報一覧が表示されます。



**事業者一覧-サービス別-画面**  
サービス別のサービス情報一覧が表示されます。



**事業者一覧-事業者別-画面**  
事業者別のサービス情報一覧が表示されます。



**事業者検索画面**  
検索条件を指定して事業者情報をさがすことができます。